

植樹柵の取り扱いに関するお知らせ

白樺会の皆様 へ

現在工事中の下野幌団地30号線において、一部の街路樹の幹が車道側にはみ出しており、木の根張りにより、縁石の隆起や横ずれが起きている状態となっています。

今回の工事で縁石の補修を行っていますが、根が邪魔になり、現状の樹木を残したまま縁石の補修を行うのが困難な事、車の走行時に樹木に接触することを防止する観点から該当する街路樹の伐採を行いました。

伐採後の植樹柵の取り扱いについては、歩道施工ガイドライン（札幌市・平成27年度最新改訂）に基づき、進行方向交差点手前10m、交差点過ぎ8mの範囲は歩行空間確保の観点により、植樹柵を撤去・舗装することとなりますが、その他の植樹柵については、貴会からいただいているご要望のとおり伐根の上、花壇として利用できるよう残す予定です。

この度はお知らせが遅くなりましたことお詫び申し上げます。
上記について、ご理解のほどよろしく願いたします。

工事名 下野幌団地30号線（下野幌団地10号線～下野幌団地18号線間）舗装路面改良工事

担当部署 札幌市厚別区土木部維持管理課

藤田 文香
長屋 祐樹

TEL 011-897-3800

